

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（令和元年度第1回）議事録

1 日時 令和元年6月18日 午後2時から午後3時50分まで

2 場所 東京都庁第二本庁舎20階 20B会議室

3 出席者

（委員）森吉委員長、上道委員、小野田委員、草鹿委員、松村委員

（東京都）高橋大気保全課長、小熊課長代理、石塚課長代理、増田課長代理、前川

4 議題

（1）委員長の選任

（2）低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況について

（3）低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定審査について

（4）平成29年度販売実績の報告

（5）東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱等の改正について

（6）その他

5 議事

○小熊課長代理 定刻より少々早いですが、お揃いいただきましたので、始めさせていただきます。と思います。

ただいまから、令和元年度第1回の東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会を始めさせていただきます。

私は、会議進行について、委員長に引き継ぐまでの間、本会議の進行をさせていただきます。大気保全課の小熊と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の会議について補足させていただきます。

この会議は、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領第7の規定に基づきまして、公開となります。ただし、議題3の低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定審査については、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件となります。

で、非公開とさせていただきます。

また、同要領第8の規定に基づき、議事録を作成し、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する部分を除き、原則として公開しますので、お含みおきください。

それでは、開会に当たりまして、大気保全課長の高橋より一言ご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋大気保全課長 ただいま紹介ありました環境局大気保全課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、都庁までお越しいただき、誠にありがとうございます。令和元年の第1回の低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会ということで、今年度始まって初めての委員会という形になります。

また、今回から、新しく委員に加わっていただいた先生もいらっしゃいます。後ほどご紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、昨年から引き続き参加していただいている委員の方々につきましては、引き続き、よろしくお願いいたします。

環境局では、大気環境の改善を目的としまして、これまでNO_x排出削減に取り組んでいただいているところでございます。本会議で議論される低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器についても、積極的な普及を図るために、NO_x排出削減対策の一つとして、長らくやってきているものでございます。

今後も、このNO_x削減、CO₂削減に向けて、優れた燃焼機器の普及につなげるために、引き続き認定を続けていきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様におかれましては、技術的・専門的観点から、機器に向けた議論をしていただくということになります。

また、今回の委員会では、委員会の要綱の改正等々についても、ご議論いただきたいと考えております。あわせて、活発なご議論をよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○小熊課長代理 続きまして、本日は、委員が改選されましてから最初の委員会でもありますので、お手元の委員名簿によりまして、名簿順に本委員会の委員をご紹介させていただきます。時間の関係で、お名前だけの紹介とさせていただきます。

50音順になっております。上道委員でございます。

- 上道委員 よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 小野田委員でございます。
- 小野田委員 よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 草鹿委員でございます。
- 草鹿委員 よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 松村委員でございます。
- 松村委員 よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 森吉委員でございます。
- 森吉委員 よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 次に、都におきましても、本年4月に人事異動がございましたので、都の職員をご紹介させていただきます。

先ほどご挨拶させていただきましたが、環境改善部大気保全課長の高橋でございます。

- 高橋大気保全課長 高橋です。よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 大気保全課大気規制担当課長代理の石塚でございます。
- 石塚課長代理 石塚です。よろしくお願ひいたします。
- 小熊課長代理 大気保全課調整担当課長代理の増田でございます。
- 増田課長代理 増田と申します。よろしくお願ひします。
- 小熊課長代理 大気保全課大気担当の前川でございます。
- 前川 前川です。よろしくお願ひいたします。
- 小熊課長代理 繰り返しになりますが、私は大気保全課大気担当課長代理の小熊でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

資料1は、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定申請の状況となっております。

資料2は、平成29年度低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の販売製造状況についてとなっております。

資料3-1は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱改正についてとなっております。

資料3-2は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（案）となっております。

資料3-3は、新旧対照表でございます。

資料3-4は、今回改正を行う項目・次回改正を行う項目となっております。

続いて、資料4は、平成30年度第4回低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会議事録（案）でございます。

あと、ちょっと別で、平成29年4月の委員会提示案としての任提要綱の案を参考までにつけさせていただいております。失礼いたしました。

あと、参考資料になっておりまして、参考資料1は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱でございます。

参考資料2は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度認定基準となっております。

お手元にお揃いかどうかご確認ください。なければ、申し出ていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議次第をご覧ください。

本日の議事、6つございます。

1つ目は、委員長の選任となっております。

2つ目に、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況についてとなっております。

3番目に、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定審査についてとなっております。

4番目に、平成29年度販売実績の報告としております。

5番目に、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱等の改正についてとしております。

6番目に、その他としております。

それでは、早速ですが、1つ目の委員長の選任に入らせていただきます。

平成30年度をもちまして、長年本委員会の委員長を務めていただきました大屋委員が退任されました。つきましては、新たに委員長を選任する必要があります。

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領第3第2項では、認定委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めると規定されております。

この規定に基づきまして、委員の皆様での互選をお願いいたします。

委員長につきまして、ご意見はございませんでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○草鹿委員 内燃機関にお詳しくて、前期からも引き継いでいらっしゃいます森吉先生がよろ

しいかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小熊課長代理 ただいま草鹿委員から、森吉委員を委員長にとのご意見がありましたが、いかがでしょうか。

○委員 異議なし。

○小熊課長代理 ありがとうございます。

それでは、委員長に森吉委員が選出されました。よろしく願いいたします。

森吉委員、よろしいですか。

○森吉委員長 はい。それでは、お引き受けいたします。

○小熊課長代理 よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、森吉委員長からご挨拶を、一言お願いいたします。

○森吉委員長 草鹿先生も内燃機関をやられているので、同じ分野ではありますけれども、ガソエンジンの研究などもやっております、お役に立てるのではないかと考えています。

いろいろご協力いただくことになると思いますが、よろしく願いいたします。

○小熊課長代理 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を森吉委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○森吉委員長 では、進行を引き継がさせていただきます。

議事の2番目の低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定申請の状況について、では、事務局から説明をお願いいたします。

○小熊課長代理 資料1をご覧くださいと思います。

まず、前回、平成30年第4回の委員会から今回までの間なんですが、新規の申請は今回ございませんでした。

前回、保留になっている案件が1件ございまして、それについて、本日、審議をお願いしたいと思います。

内容でございますが、資料1、1枚目のところをご覧くださいんですが、内燃機関、ガスヒートポンプ1件ということで、グレードAということになっております。

2枚目をご覧くださいんですが、この1件につきましてですが、申請機器のNO_xの削減方式ということで、今回は希薄燃焼ということになっております。

3枚目でございますが、申請機器のCO₂低減方式ということで、今回は制御方法の改善ということになっております。

資料1につきましては、以上になります。

○森吉委員長 ありがとうございます。続きまして、議事の3の低NO_x・低CO₂小規模
燃焼機器の認定審査に入りたいと思います。

ここからは非公開ということで、審議を進めさせていただきます。

(この間、議事(3)について討議)

○森吉委員長 議事3については、これで終了とさせていただきます。

続きまして、議事4の平成29年度販売実績の報告に移ります。

これからは、公開ということで審議を進めさせていただきます。

○小熊課長代理 では、資料2をご覧いただきたいと思います。

平成29年度低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の販売製造状況についてということで、毎年1回報告をさせていただいていることで、今回は29年度の状況ということで、ご報告をさせていただきます。

1番目として、報告対象機器数ですが、29年末に認定した機器は520型式なんですけど、このうち29年度の報告対象になりましたのは396型式です。続きまして、下の表ですけれども、平成元年から19年までに低NO_xで認定した機器数が1,215ありまして、そのうち今回報告対象になりましたのが212型式となっております。まとめましたのが、下の表となっております。

1枚めくっていただきまして、販売台数ということになります。

29年度の低NO_x・低CO₂認定機器の全国での販売台数は4万4,404台、都内では5,386台でした。また、低NO_xの認定機器については、1万119台全国で販売されまして、都内は1,745台という形になっております。詳細は下の表のとおりになっております。

3ページ目ですが、低NO_x・低CO₂認定機器の報告対象機器数及び都内販売台数の推移ということで、平成21年からの推移をグラフにさせていただいております。

まず1つ目のグラフが、報告対象機器数の代表型式の数の推移ということで、型式数の推移になっております。いずれの機器についても、認定制度の認知が進んだということから、開発が進んでいるというところでしたが、機器の型式数としては、冷温水発生機、GHP以外は数年横ばいとなっております。冷温水発生機、GHPにつきましては、新規申請数が製造中止した代表型式数を下回り、機器の型式数としては減少しています。

一方で、販売台数でございますが、都内の販売台数が一番多いのは、温水ボイラーになりますけれども、これらにつきましてはグラフを見ていただいたとおり、ほとんどが超高効率またはグレードAAとなっています。

蒸気ボイラーにつきましては、グレードAAと超高効率の割合が約半数という形になっています。

蒸気ボイラー、冷温水発生機、GHPは、前年に比べ、グレードAAの機器の販売数が増加しているというような形が見えてくるかなというような形になっております。

年間の報告ということでさせていただきました。

- 森吉委員長 では、これについて何かご質問があれば。
- 草鹿委員 やはり効果はあるんですね、認定制度は。
- 小熊課長代理 というふうに考えております。
- 草鹿委員 あとは古いのはどの程度破棄されているかですね。これがわからないですね。
- 小熊課長代理 なかなか統計とるの難しいかなと思います。
- 草鹿委員 結局、入れ換えでどのぐらい低CO₂・低NO_xが達成されてきたかとわかると、東京都さんもますますやりがいがありますね。
- 小熊課長代理 やり方をいろいろ考えたりはしているんですけども。
- 草鹿委員 どうするればいいんでしょうね。廃棄の台数なんかはつかめないでしょう。自動車だとつかめていますが。
- 小熊課長代理 そうですね。法対象であれば、当然ながら届出がありますので、わかりますが、一部は法対象になるので、その部分だけならわかりますが、全体と比べると、そんなに多い数じゃございませんので、統計をとってみようかなと思えば、ちょっとやってみようかなとは思っていますけれども。
- 草鹿委員 ICタグですかね。
- 小熊課長代理 そこまでするのは難しいかもしれません。
- 草鹿委員 最近ペットにも入るようになってきていますね。
いや、何か、ここまでわかるんでしたら、古い破棄と比べてリプレースでどんどんよくなっているのが、うまく見せるといいですけどもね。
- 小熊課長代理 そうですね。ですので、完全に正確な傾向を出せるかということ、相当何かいろんな調査をかけなければいけないので。
- 草鹿委員 わからないですよ。ビルも新しく建つだろうしね。家もそうだしね。

○小熊課長代理 はい、なかなか厳しいところかなと思いますね。

○草鹿委員 何かいい方法はないでしょうか。

○小熊課長代理 先ほど申しました、対象機器だけ見てみるかかなとは思いますが、あまりサンプル数としては多くないかなと考えます。

○草鹿委員 多くないですからね。

○森吉委員長 では、議事4についてはよろしいでしょうか。

引き続き、議事5番目で、東京都の低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱等の改正について、事務局からご説明をお願いします。

○小熊課長代理 資料3のシリーズになっていまして、まずは、3-1をご覧いただきたいと思えます。

この認定要綱につきましてですが、規模拡大ということで、対象機器を増やすことを考えまして、28年度第1回委員会でその方向性が確認されました。これまでいろいろな機器について調査等させていただいて、結論としては給湯器について、今までは業務用給湯器だけだったものを家庭用給湯器まで拡大しようとしたところです。

あわせて、給湯器と温水ボイラーについては、今、対象が定格熱出力を58キロワット以上としていましたが、これは過去に別の部署で同じような制度を持っていまして、その制度が58から下のものを対象にしていたため、本制度の要綱からは外させていただいていました。しかし、そちらの制度がなくなりましたので、35キロワット以上に裾上げするとことを考えていましたと。

この要綱のもとになっています東京都環境確保条例の中で、小規模燃焼機器についての規定がありまして、そちらでは給湯器につきましても、対象を35キロワット以上としておりましたので、そこに合わせるというような形で考えたということでもあります。

これに伴いまして対象が拡大しますので、要綱の改正が必要になってきましたところで、作業を進めさせていただいていたんですが、この要綱30年ぐらい続いているところがありましたので、あわせて、この要綱等に附随する要領を先ほど話しました試験実施要領とか、この委員会要領とかございましたので、そこら辺も全部あわせて改正ということで、作業を進めさせていただきまして、29年度の第4回委員会で、その案を一旦、こちらのほうで提示させていただいたということでもあります。

その際には、この認定要綱、それと委員会の組織及び運営に関する要領、それと申請等細目要領というのを今度つくろうということで、その案を提示させていただいたところであり

ました。一方で、先ほども話しましたとおり、近年の申請で要綱制定時には想定していなかった機種、例えば今ご議論いただきましたハイブリッド機種、あるいはこの委員会でも何度か話題になっているように見えますが、例えば一つの機械で燃料が、都市ガス13A、大抵都市内は都市ガス13Aなんです、それとともにLPGもソフトウェア的な変更で使えるような機械が出てまいりました。そういった機器の認定をどうするかというところがありまして、これらについて、今まで運用で対応していたようなところがありましたが、それらについてもこの要綱の中に盛り込まないといけないのかなというところなんです、今回の要綱改正においては、そこまでは検討していなかったといったところがありまして、これを入れるとなると、先ほど言いました要領等を色々に変えなくてはならないというところがありました。そこで、最後の段落ですが、これまで全面的な要綱改正を目指してきたところではありましたが、今回の規模要件拡大については、実は平成30年に行うということの色んなところで行ってしまっていて、これがまだ令和元年になってもできていないというところもありますので、こちらをまず先に要綱改正してしまおうということで、それ以外につきましては、今後、今申したようなところも含めまして、全面改正ということをやらせていただきたいということで、今回は、現要綱の一部改正という形で、規模要件拡大等を取り込みたいということで、やらせていただきたいということで、ご提案させていただくという形にいたしました。

資料3-2が改正要綱ですが、資料3-3をご覧くださいと思います。新旧対照表を載せさせていただきます。

基本的には平成29年の第4回で、改正要綱を提示させていただきまして、ある程度ご了承いただいているところかなと思いますので、条文は基本的に現要綱に当てはめるような形で引っ張ってきているというような形でつくらせていただいているとご理解いただければと思います。

個別の条文ですね、ここを変えさせていただきましたというところをご説明させていただきます。

まず、第1条の目的ですが、文言として低NO_x・低CO₂燃焼機器とありますが、これを、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器という形で、要は要綱の名前や条例の条文の中にそういった文言が入っていますので、統一する形で修正させていただくという形になっています。この文言につきましては、この後、要綱の各文章中でも同じような修正させていただいております。

まずそれが一つと、2つについて目的として、必要な事項を定めて、燃焼機器に関する情報を

提供するという形にしていたんですが、これをまず目的として認定しました。それとともに、小規模燃焼機器の情報の提供に当たって必要な事項を定めるというような形に直させていた
だいております。

2番目に対象ですが、ここは先ほど申したとおり、まずは低NO_x・低CO₂燃焼機器と
いう言葉のところに小規模というのを入れさせていただいています。なおかつ、対象で、
小型ボイラー類というところで、現行は、イ及びウにある58というのが温水ボイラーですね、
それからウが業務用給湯器となっているんですが、これらについては、58キロワットとして
いますが、この部分を削除、一律35キロワット以上を対象にしております。

おめくりいただきまして、現行の対象で、業務用給湯器と入れておりますが、先ほど申し
たとおり、この業務用というのを除きまして、家庭用も含めた形で読めるように、給湯器と
いう形に直させていただいています。

その後、文言修正ですが、単位のところ、キロワットのところを片仮名に直しているとい
うところがあります。

第3条は、これも文言修正で、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器と改めました。

基準の表ですが、まずアの小型ボイラー類のところを、先ほどと同様、業務用を抜いた形
で、給湯器と直しております。

次のページの一番下のほうですね、効率の表になっておりますけれども、これも、業務用
給湯器の業務用を抜きましたという形になっております。

めくっていただいて、基準の表が終わりまして、その後第4条というところになります。
こちらのほうで、認定の申請の規定になっておるんですけども、この中で、次の各号を
記載した様式1による認定申請書を提出しなさいとなっているんですが、こちらにつきまし
ては、部数をこの中に入れていたんですけども、これを削除させていただきました。これ
は、一つには、この要綱本体の中で部数を決めてしまうのはどうか、というのがありました
ので削除します。実は、この委員会もそうなんですけれども、今東京都ではこういった会議
を全て電子化しなさいという話がありまして、本委員会につきましても、今後タブレット等
を使った形でやらせていただくことを検討しております。そうなりますと、紙でこれだけ7
部も申請していただく必要がなくなってくるなということもありまして、部数につきまし
ては、今回削除という形でさせていただきました。

おめくりいただきまして、次に、今度4条第2項になるんですが、ここ、第2項が窒素酸
化物の試験方法、第3項が効率の試験方法の手法になっております。今までは、窒素酸化

につきましては、計量証明事業者がやりなさいという形になっていたんですが、これは前回の委員会でもお話しさせていただいていたところですが、家庭用給湯器につきましては、実際のところは、現在はJ I Sの登録認証機関が試験をやっているという実態があるということがありまして、となりますとそれを改めて計量証明事業者にやっていただくというのがありますので、計量証明事業者または、そこにあるとおり登録認証機関を、試験実施者ということで規定させていただきたいということになっています。

あわせて、本年7月に今度、日本工業規格が日本産業規格に名称変更いたしますので、この部分も修正しております。

4条第3項の効率試験ですが、これにつきましても、今まで申請者が実施するとしていたんですが、家庭用給湯器のことを念頭に置きまして、登録認証機関についても追加しますというような形でさせていただいております。

第4項、現行の第4項ですが、申請者は認定区分に従って申請しなければならないとなっております。今までは申請者がグレードA、AAというのを申請書に記載して申請しているところですが、これも前回お話しさせていただきました、過去に、AAに適合しているのにAで申請してきたとか、そういったのもございましたので、これらグレードにつきましては、申請内容に基づいて、最終的には都側で判断するというような形にしたいと思っておりますので、この第4項は削除してしまうということにしております。

現第5項は繰り上がりまして、第4項になるという形になっております。

次のページで、第5項ですけれども、認定委員会についてということで、これにつきましては、今まで委員会につきましては、認定審査等について意見を調整するとあったんですが、ここにつきましては、等のところをもう少しちゃんと書きまして、その他、この要綱の施行に必要な事項という形で書き直させていただいております。

5条第2項のところ、必要な事項を別に定めるとしていたのを、別は何かというところで、委員会要領がございまして、要領で定めるという形にさせていただいております。

下にいきまして、第7条のところ、ここはまた文言の修正のみになっております。

めくっていただきまして、ここはご議論いただきたいところございまして第2項のところ、認定の交付を受けた者は、今まで、認定を受けた機器であることを見やすい位置に貼りつけなさいと、認定証をを貼り付けなさいというふうにしていました。

前回提案させていただきましたのが、そのラベルの貼り付け以外の方法も認めたいというところで、書かせていただいたんですが、ここが実は前回議論になりまして、やはりそうい

ったラベルを貼りつけるべきではないかというご意見があったところなのですが、いろいろ、例えば今回、家庭用給湯器を認めるという話になったときに、実はこれが、製造台数が膨大な数になっていまして、ラベルを貼るということになってくると、相当製造者側に負担になってくるのかなというのもありまして、この部分につきましては、今ここに書かせていただいているような内容にさせていただきたいなというところではあるんですが、また後ほどご説明させていただきたいと思います。

第8条につきましては、認定の取り消しのところですね。これにつきまして、これも、前回修正させていただいた内容、そのまま持ってきているような形なんですけれども、いろいろと整理させていただきましたというところです。

第2項のところ、今までは規定がなかったんですけれども、認定の取り消しのやり方なんですけれども、そこにありますとおり、弁明の機会を付与するという形を入れさせていただいております。これも前にご説明させていただいているんですけれども、一応、行政手続法で、こういう不利益処分の方等決まっておりますので、そこに倣った形で、弁明の機会の付与というのを、手続の一つ入れさせていただきました。

第9条は、また文言の修正です。

第10条につきましては、今までの現行第10条、第11条というところは製造状況の報告と資料の提出ということで、いずれも製造者側に資料を求めるようなものでしたので、これを一つのものにまとめさせていただいております。

第11条は氏名変更ということで、ここで、今まで、認定の交付を受けた者とはという言葉を使っていたんですけれども、一応これは、認定製造等事業者という形で、文言につきまして、前のページに戻っていただきまして、第7条の2項のところですね、一番上のところで、定義させていただいております。

また戻っていただきまして、第12条のところ、今度は承継ということで、通常、例えば会社が合併等になりまして、今までは、例えば製造していた会社が消滅会社になった場合につきましては、存続会社から承継の手続ということをやっていただくような形になります。これ、どの法律でも同じようなのがあったんですが、この要綱につきましては、その承継の手続が規定されておりましたので、ここで新たに規定させていただくというような形で設けさせていただいているところです。

第13条は検査ということで、ここにつきましても、そこにありますような内容で、今までの規定を整理させていただいた形で、まとめさせていただいているという形になっています。

基本的には、先ほど申したとおり、29年度第4回委員会で提示させていただいた内容を、そのままそれぞれ持ってきているという形になっております。

資料3-4のところですね。これが、まず、今回改正を行う項目ということで載せておりまして、これにつきましては、今ご説明させていただいたようなとおりというような形になっておりまして、次のところで、次回改正を行う項目を載せております。

29年度4回委員会で、この内容を提案させていただいたんですが、今回改正を見送った部分が幾つかあります。

1つ目としまして、小規模燃焼機器の定義ということで以前ご提案させていただいたときには、例えばボイラーや冷温水発生機を全部、例えばJ I S何々に規定するものとかいう形で、具体的に定義をさせていただいたところなんですけど、定義してしまうと、逆に新技術を用いた機種に対応できなくなってしまうといったところがあるかなと思ひまして、ここにつきましては、もう一度検討させていただきたいなというふうに考えまして、今回は見送らせていただきました。

次に、認定の基準のところですね。表が幾つかありまして、これをグレードAAとAの表の2つにまとめさせていただくということをやらせていただこうと考えていたんですが、実はその表の中の、例えば備考欄とかに、いろいろ書かせていただいているのが見ていただけるかなと思うんですが、これを実は、今度改正しようとしていた要領のところ、いろいろとはめ込もうというふうにやっていたんですが、今回は要領改正ができませんでしたので、この表はそのまま残させていただきましたという形で、いずれにしても、基準値等ですね、その変更はございませんという形になっております。

次に、認定番号の付与方法ということで、認定しますと認定番号というのをつけておりまして、これのつけ方が、一つ、申請書を見ていただきますと、代表機種がありまして、それとその他機種という形で、これをまとめて一つの番号を今つけているという形をとってまいりまして、実は前回ご提案させていただいた内容は、これを代表とその他という考え方をやめて、それぞれに番号を振ってしまおうということを考えていたところなんです。ですが、これにつきましては、その付与方法をいろいろと考えないといけないということもありまして、実はこれもありまして、今回、要領の変更を見送っているところもありまして、もう少し、これは検討させていただきたいと。

個別に振るというのも、一つ手かなというふうに考えてはいるんですけども、例えば、ただその場合、先ほど申した複数燃料を使えるような機械についてはどうしようかなとか、

そういったところもありまして、まだルールが整理し切れないというところもございますので、これも今回見送らせていただきましたというところです。

あと、最後に、前回附則でつけていたんですけれども、旧基準で認定された機種のうち、新基準に適合していないものについては、認定の有効期限を区切るということで、認定取り消しではないんですけれども、認定から外すということを実は考えていたんですけれども、これにつきまして、今回、要綱の一部改正という形をとらせていただきましたので、今回そこまで含むのはいかがかなというところで、次回全面的に改正するときか、あるいは現在の認定基準を改定する等の機会を捉えて、やらせていただくのが妥当かなと考えまして、今回、やはりこれも見送らせていただいたというところであります。

おめくりいただきまして、前回指摘を受けました事項で対応させていただきましたが、実は小規模燃焼機器の文言が第1条のところに入っていなかったというところ、指摘がありまして、これは入れましたということです。

あと、認定につきましては、認定委員会の意見を聞いた上でというふうにしていただいたのを、前回の案では、削除させていただいていたんですけれども、今回はそのまま残して、認定委員会を通した上でということで、引き続きやらせていただこうと考えております。

最後のところなんですけど、先ほども申しました、ラベルの貼りつけは継続すべきではないかというところなんですけれども、これにつきましては、ご議論いただきたいと考えております。

説明は以上です。

- 森吉委員長 ありがとうございます。じゃ、もう1回、議論するのは何になりますか。
- 小熊課長代理 ラベルの部分と、それ以外のところでもご指摘ございましたら、お願いしたいと思います。
- 森吉委員長 ラベルからいきましょうか。いかがでしょうか。
- 小野田委員 実態はどうなっているんですかね。例えば、今までって、添付するしかなかったわけですよね。
- 小熊課長代理 全部貼りついています。
- 小野田委員 ただ、実際には、この改正案に書いてあるパンフレットで使ったりとか、ホームページで使ったりとかというのはやられていた。
- 小熊課長代理 ホームページ、そうですね、認定機種ですというのを出している会社さんもいますしというところですね。実はラベル貼りですけれども、今まで対象にしている機械が、

業務用給湯器は量が多いので別ですけれども、それ以外、よく工場なんか見に行きますと、ラインがありまして、大体1時間に何台かずつでき上がってきて、その中で、例えば、ほとんどどこ行きというのは、つくっている段階で決まっていたり、一部見込み生産とかもしているんですけれども、出てきたものに、これは東京行きだからということで認定シールを貼るとか、そういうことがちょっとできるような形ぐらいの台数しか、ラインからも出てこなかったんですけれども、今回家庭用給湯器を入れたときに、そこまで対応できるか、ひょっとしたら、ラインに1工程増やすような話になってしまうかなという想定がされます。もう1回そちらの事業所の方々に確認してみようと考えてはいますが、それで勘弁してくれという話になったとき、いや、それでも、先ほどの言ったとおり、1工程増やしてでも貼ってくれというのが、果たして言い切れるかなというのがあります。こちらで考えているのは、一応ラベル以外の方法を、認めることは認めるんですけれども、今までボイラーメーカーさんとかGHPのメーカーさんで、ラベル貼り付けやっていたところについては、引き続き、ラベル貼りお願いできませんかということを、今度改正した後は、お願いベースになりますけれども、お願いしようかなと考えているところです。

あと、ラベルにつきましては、デザインやサイズなんか全部規定していたんですけれども、サイズは多少フレキシブルにしてもいいのかなというのを考えております。それで貼りやすくなるのであれば、それで貼って下さいというのもいいのではないかと考えています。

○森吉委員長 いかがでしょうか。

○上道委員 すみません、今回から参加なので、ちょっとわからなかったんですけれども、なぜ機器へのラベル貼りをしたほうがいいという議論になったのでしょうか。

○草鹿委員 一般消費者への啓蒙ということも一つあると思うんですね。それから、もう一つは、認定品であるということが第三者からも見えるようになると、それはまたチェックになるという双方の効果があると思いますね。

○小熊課長代理 実際問題として、我々、立ち入りとか行ったときに、ボイラーなんか見たときに、確認したときに、ああ、認定品だなというのが一発でわかるというのは、確かにありますね。

○上道委員 確かに。

○小熊課長代理 我々のほうではメリットかなというところです。それは、我々の部署に限らず、ほかの部署でもボイラーとか見ることがありますので。

○草鹿委員 自動車は、排ガスと燃費と2つステッカーが張ってありますね。

- 上道委員 そうですね、張ってありますね。
- 草鹿委員 ただ、1台当たりの単価が高いので、多分苦にならないけれども、家庭用の給湯器でステッカーを貼ると、コストが合わないじゃないかということが予想されるんですね。
- 小熊課長代理 そういうことですね。
- 上道委員 あと、車は国の認定だと思うので、割とやりやすいのかなと思うんですが、都だと、やっぱり限られている話なので。
- 草鹿委員 地方自治体でね。そうです。
- 上道委員 難しいのでしょうか。
- 小熊課長代理 そのこともありますし、先ほど申したとおり、ボイラーメーカーさんだと、東京都向けだったら貼る等をやっていたりするんですけども、量が多いと、余りそんなこととか、そんなものもあるかなと。
- 上道委員 そうですね。
- 森吉委員長 何かこう、むしろメーカーなんか、喜んでやるのかなと思ったんですけども、面倒くさいと言っているのでしょうか。
- 小熊課長代理 実は、この改正の中で、メーカーさんや協会さんから、問い合わせがありまして、それでラベル以外認められるかという話があって、認めることも考えているような感じのことを回答しているというところがありまして、製造者側ではラベル以外の手を使いたいのかなと考えていますが、そこについては、もう一度確認はしたいと思います。しかし、恐らくラベル貼りはしたくないだろうという、今言ったようなところが理由としては想定できます。
- 草鹿委員 多分、一般消費者向けとはいえ、カタログなんかには、認定した製品はきっと書かれますよね。
- 小熊課長代理 もちろんそうかなと。
- 草鹿委員 それを見て消費者は、低NO_xで高効率なんだということで、選ぶ一因にはなりますよね。
- 小熊課長代理 なります、はい。
- 草鹿委員 それを貼るということは、家の外とか、そういうところに出て貼るわけですよね、きっと。どこに貼るんだろうね。見えるところでしょうね、きっと。
- 小熊課長代理 そこまでは、お任せになるかなと思いますけれども、先ほど言った、例えばボイラーとかですと・・・

- 草鹿委員 ボイラーか。家庭用ボイラーか。
- 小熊課長代理 今よく見ているのは、普通の業務用の蒸気ボイラーとかなんですけれども、あけると、銘板と一緒に張ってあったりとか。
- 草鹿委員 じゃ、余り目には触れないですね。
- 小熊課長代理 見ればわかる感じですね。貼りつけの位置までは指定しておりませんので。
- 小野田委員 だから、認定受けたいから申請してきているわけであって、余りネガティブ要素ってないと思うんですけれども、ただ逆に都側から見たときに、そういうチェックはしにくくなりますよね。
- 小熊課長代理 そうですね。
- 小野田委員 例えばそれが認定だけとって、例えばここの条項をきちんとやっているか、やっていないかというのを、やっていなかったらどうなるんだという話だと思うんですよね、この話は。
- 小熊課長代理 そこまでの、罰則とかペナルティーという話までは・・・
- 小野田委員 だから、それはあまりあり得ないケースだと思いますけれども。だから、そこだけの話じゃないかな。
- 小熊課長代理 当然認定とった以上は、認定品だということを知らしめなければ、認定とる意味はないかなというふうには考えますので。
- 小野田委員 そうですそうです。なので、そういうのを申請書に申告してもらえばいいんですよ。
- 小熊課長代理 どこにありますかと、ああ、はい。
- 小野田委員 だから、そこまでの対応ができるんでしたら、後で何かチェックするときに、どこか見に行ったときに、そのウェブをチェックすればわかるという話だけだと思うので。
- 小熊課長代理 わかりました。
- 小野田委員 だから、ラベルといったときに、例えば環境ラベルなんかも、公開していることをもってラベルとっているケースもあるので、それは別にステッカー貼ることだけがラベルではないというのは、それは別に一般的に通用する認識だと思いますけれどもね。
- 小熊課長代理 わかりました。
- 草鹿委員 ラベリングで、タイヤなんかもね。A、AAAとか、それは別に貼っているわけじゃないので。
- 小熊課長代理 ただわかる、何かの形でわかるようにしているということ。

○小野田委員 ただやっぱり、目的としては、先ほどの草鹿先生がおっしゃったように、啓蒙的なところもあると思うので、例えばそれが、やっぱり都としては、チェックできる状況にないといけないんじゃないか、というようなところだけの問題だと思うんですね。

だから、現物であれば、貼ってあればできるというようなところ……だから、結論的には別に、この改正案でいいんじゃないかなという前提なんですけれどもね。ただ、その先にあることを共有いただいたほうが、我々としては意見しやすいかなというだけだと思います。

○小熊課長代理 我々として、現場で見えればそれにこしたことはないかなと思うんですけども、必ずなければ何かあるかというとないと、例えば指導ができないかとかいう話になってくると、そこまでの話はないかなというふうには考えます。あと、型番だけ記録しておいて後から照会すれば、当然すぐわかるような形にはなるかなとは思いますが。

○森吉委員長 では、この改正案でよろしいですか。

では、これで、このままいくということをお願いします。

○小熊課長代理 わかりました。

ほかのところはよろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

○森吉委員長 ほかはよろしいですか。

じゃ、これで原案どおりいきたいということで、よろしくをお願いします。

○小熊課長代理 ありがとうございます。

○森吉委員長 これで、第5ですね。

じゃ、最後、その他ございますか。

○小熊課長代理 まずは、お手元に資料4といたしまして、前回の議事録を添付させていただいておりますので、また内容をご確認いただきまして、ご意見等ございましたら、1週間ぐらいの間で、ご意見をいただければと思いますので、お願いいたします。ご意見いただいた上で、またホームページのほうにアップさせていただくような形になりますので、よろしくをお願いいたします。

それとあと、先ほど申しました、次回以降で電子化ということで、恐らく次回からは一度タブレット端末を準備させていただいて、それを使用して会議をやらせていただこうかなと思います。次回は多分、紙との併用で一度やらせていただこうかなというふうには考えておりますが、いずれ近い将来では完全に紙は廃止ということになるかなという全庁的な流れになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

あと、次回の第2回ですが、今のところ8月下旬から9月を予定しておりますので、また

スケジュールをご確認させていただくことになるかと思しますので、その際にご対応のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○森吉委員長 ありがとうございます。

では、これで終わりですね。議事は以上ですので、事務局にお返しします。

○小熊課長代理 はい、ありがとうございます。

○高橋課長 これで議事全て終了いたしました。これをもちまして本年度第1回の認定委員会を終了させていただきます。先生方活発なご意見いただき、本日はどうもありがとうございました。